

瀬下町公衆トイレ清掃業務委託仕様書

1. 業務名称

瀬下町公衆トイレ清掃業務委託

2. 業務場所

久留米市瀬下町244 水天宮駐車場内 公衆トイレ

(コンクリートブロック造平屋建て、床：モルタル仕上げ、建具：大便所のみドア有)

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 業務の内容

(1) 本業務委託は、公衆トイレを仕様書の内容に従って、清掃を実施し、公衆トイレを清潔かつ衛生的に維持管理し、利用者が安全・安心に利用できるよう環境を整備することを目的とする。

(2) 一般事項

- ①受注者は、発注者の指示及び、本仕様書に従って作業を行い、作業内容を完全に履行すること。
- ②受注者は、本業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、労務管理を十分に行うものとし、それに係わる一切の責任を負うものとする。
- ③受注者は、従業員に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故の防止に努めるものとし、万が一、事故等が生じた場合には、受注者の責任において適切な対応を行い、経過及び結果を速やかに発注者に報告すること。
- ④発注者より清掃回数及び作業日・場所等の変更を申し受けた場合は、その指示に従うこと。
- ⑤作業中は常に発注者と緊急連絡が取れるようにしておくこと。
- ⑥作業前には必ず作業表示板を出入口前に表示し、利用者に迷惑がかからぬよう充分に注意するとともに、本市の委託を受けた業者に相応した服装および行動をして、利用者に不快の念を与えないようにすること。
- ⑦公衆トイレの新築、増改築、修繕、模様替え及び取壊し等により作業箇所に変更が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。
- ⑧便器・水洗・その他、施設全体を点検し、異常・故障・破損等を発見した場合は、利用者の安全を考慮し、速やかに発注者に報告し報告書に記入すること。

⑨忘れ物・落し物等を発見した場合は、速やかに最寄りの警察に届出するとともに、発注者に報告すること。

⑩契約金額は4期に分けて支払うものとする。なお、1回の支払額は、契約金額決定後に、「複数回数支払内訳(瀬下町公衆トイレ清掃業務委託))にて定めるものとする。

⑪本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者に申し出るとともに、その指示に従うこととする。

⑫受注者が契約内容に違反し、又は委託者の指示に従わない場合等、発注者が必要と認めた場合、作業の中止内容を受注者に通知し、作業の全部または一部中止を命ずることができる。

(3) 作業対象

作業対象	数量	汚れの種類	備考
① 大便器	2基	泥、ごみ、吸殻、糞尿、清掃時の水滴	和式
② 小便器	3基	泥、ごみ、吸殻、尿、清掃時の水滴	
③ 手洗器	1基	泥、手垢、ほこり、落書き、不適當な表示物、清掃時の水滴	
④ 床面	8.49㎡	泥、ごみ、吸殻、ほこり、糞尿	
⑤ 壁・建具清掃		泥、手垢、ほこり、落書き、不適當な表示物、糞尿、清掃時の水滴	
⑥ 外回り・点検		泥、ごみ、ほこり、落書き、不適當な表示物、雑草、建物・設備の不具合、清掃のやり残し	

(4) 作業時期

上記作業対象①～④は、年間を通じて週3回、⑤・⑥は4月～11月は週3回、12月～翌年3月までは週1回、清掃するものとし、作業時間は概ね午前8時より午後5時までの間とする。

ただし、水天宮の祭事等がある場合は必要に応じて毎日清掃するものとする。

(5) 作業内容

①・②便器（大便器、小便器）

- ・大便器は、便器の内側、金隠しの内側を特に念入りに洗剤を使用して、黄ばみ、黒ずみ等の汚れをナイロンたわしやブラシで洗浄すること。
- ・リムや水溜まりの水際は、念入りに清掃すること。
- ・フラッシュバルブなどの金属部分は水滴が残らないよう乾いたウエスで拭取ること。
- ・タンクの表面は、水拭きすること。
- ・ペーパーホルダー等に水がかからないように注意すること。
- ・便器や汚物入れに溜まったごみ等を回収する。

- ・大便器、小便器の簡単な管詰まりをしている場合は通管させること。なお、管の破損等による場合は「故障中」の張り紙をして委託者に報告すること。
- ・清掃後、消毒剤（クレゾール）を便器内へ適宜散布すること。

③手洗器

- ・洗剤を使用して、黄ばみ、黒ずみ等の汚れをスポンジで洗浄すること。
- ・オーバーフロー穴、排水口及び水栓金具、周囲の細かい部分は、洗剤を用いてナイロンタワシや隙間ブラシで洗浄すること。ごみを拾うこと。
- ・水栓金具、排水管などの金属部分は水滴が残らないよう乾いたウエスで拭取ること。

④床面

- ・ごみを拾うこと。
- ・洗剤を使用し、デッキブラシで洗浄すること。
- ・洗浄後は水で洗剤を洗い流し、ワイパー、スポンジモップ等で水切りを行うこと。
- ・付着したガム等は、完全に除去すること。

⑤ 壁・建具清掃

- ・大便器、小便器、手洗器周辺の壁面は特に念入りに洗剤を使用してスポンジで洗浄すること。
- ・洗浄後は水で洗剤を洗い流し、ウエス、スポンジモップ等で水切りを完全に行うこと。
- ・クモの巣や虫の死骸、ほこり等があれば、モップやウエス等で完全に除去すること。
- ・落書きは清掃薬品を用いて、完全に除去し報告書に記入すること。ただし、差別落書きを発見した場合は除去せず、速やかに委託者に連絡すること。

⑥ 外回り・点検

- ・泥、汚れ等は完全に除去すること。
- ・雑草は、完全に抜根除草すること。
- ・ごみがあれば、拾い集めること。
- ・不適當な表示物（広告・ステッカー等）があれば、完全に除去し報告書に記入すること。ただし、不適當な表示物の処分は委託者の指示を仰ぐこと。
- ・建物・設備の不具合があるか、清掃のやり残しがあるかをチェックシート等に基づいて点検を行うこと。
- ・不適當な表示物（広告・ステッカー等）があれば、完全に除去し報告書に記入すること。ただし、不適當な表示物の処分は委託者の指示を仰ぐこと。
- ・ごみ箱、灰皿、汚物入れに溜まったごみ等を回収する。

6. 提出書類

- (1) 業務着手届（業務に着手する前日までに提出）
- (2) 業務写真、業務実施報告書、業務完了届（各期、業務完了後に提出）

7. 費用負担

清掃用具、洗剤、トイレットペーパー、消毒剤等、清掃に必要な品目は、受注者の負担とし必要に応じて用意すること。

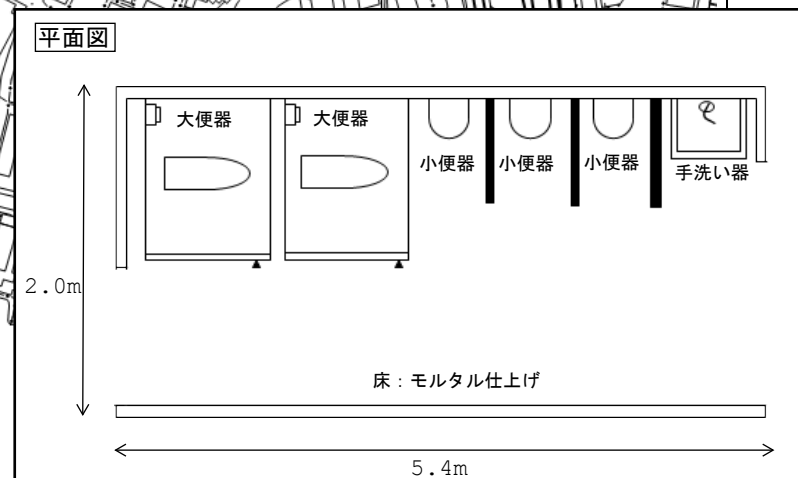
【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務履行の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

【障害者差別の禁止に関する事項】

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。



委託名	瀬下町公衆トイレ清掃業務委託
-----	----------------

令和7年度 業務委託設計書	設計		精算	
委 託 費 :				
年 度 : 令和7年度				
委 託 名 : 瀬下町公衆トイレ清掃業務委託				
委託場所 : 久留米市瀬下町244 水天宮駐車場内 公衆トイレ				
履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで				
[業務概要] ・ 瀬下町公衆トイレ清掃業務 1 式				

本委託費計算書

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本委託費								
	直接業務費							
		瀬下町公衆トイレ清掃業務		1	式			第1号内訳書
	業務価格		計					
			消費税 及び 地方消費税相当額	1	式			[業務価格] × 10.00%
	合計							

第 1 号 内 訳 書

瀬 下 町 公 衆 ト イ レ 清 掃 業 務

名 称	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
大便器洗浄仕上げ	和式	288	回			2基×月12回×年間12回
小便器洗浄仕上げ		432	回			3基×月12回×年間12回
手洗い器		144	回			1基×月12回×年間12回
床面清掃作業		144	回			1回×月12回×年間12回
壁・建具清掃作業		112	回			1回×月12回×8回(4～11月) 1回×月4回 ×4回(12～3月)
外回り・点検作業		112	回			1回×月12回×8回(4～11月) 1回×月4回 ×4回(12～3月)
諸経費		144	回			1回×月12回×年間12回
計						